

2009 年 7 月 28 日
株式会社日立製作所
執行役会長兼執行役社長 川村 隆
(コード番号:6501)
(上場取引所:東・大・名・福・札)

当社子会社である日立マクセルの株式に対する 公開買付けの開始について

株式会社日立製作所(以下、日立)は、本日、日立マクセル株式会社(執行役社長:角田義人/コード番号:6810/以下、日立マクセル)の普通株式を公開買付け(以下、本公開買付け)により取得することを決定しましたので、お知らせします。

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

日立は、現在、間接保有分 0.30%を合わせて日立マクセルの発行済株式総数の 51.67%を保有し、日立マクセルを連結子会社としていますが、このたび、日立マクセルを日立の完全子会社とすることを目的として、日立マクセルの発行済株式の全て(ただし、日立マクセルが保有する自己株式を除きます。)を本公開買付けにより取得することとしました。本公開買付けにおいては、買付予定数の上限および下限を設定しておりません。

なお、日立マクセルによれば、日立マクセルは、本日開催の日立マクセルの取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明するとともに、日立マクセルの株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行ったとのことでした。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程および本公開買付け後の経営方針

日立ならびに日立の子会社および関連会社からなる日立グループは、情報通信システム、電子デバイス、電力・産業システム、デジタルメディア・民生機器、高機能材料、物流およびサービス他、金融サービスの 7 部門にわたって、製品の開発、生産および販売からサービスの提供に至るまで幅広い事業活動を展開しています。

現在、日立グループは、昨年度後半から継続している世界的・構造的な不況という厳しい経営環境の中で、今後の成長軸を確保するためには、日立グループ全体のリソース配分の最適化を図り、事業ポートフォリオの再構築の加速化を図ることが喫緊の課題と考えており、高信頼・高効率な情報通信技術に支えられた社会インフラである「社会イノベーション事業」に注力していく方針です。

日立グループは、かかる「社会イノベーション事業」強化の観点から、今後は、モータ、インバータ、パワー半導体とならぶ産業のキーデバイスであり、かつ、情報通信システム、電力システム、環境・産業・交通システム、社会・都市システム等の事業を中心とした「社会イノベーション事業」やハイブリッド・電気

自動車などの環境対応型自動車システム事業を支えるコアデバイスとなる「リチウムイオン電池事業」にも経営資源を注力することが必要と考えています。

一方、日立マクセルは、1961年に日東電気工業株式会社(現日東電工株式会社)から乾電池、磁気テープ部門が分離独立して、マクセル電気工業株式会社として操業を開始し、1964年に日立の連結子会社になり、社名を日立マクセル株式会社に変更しました。現在、日立マクセルは、中期経営計画において「未踏への挑戦」を長期ビジョンと位置づけ、中期ミッションである「成長への変革」に向けて、収益性の向上と新たな成長に向けた事業ポートフォリオの変革を加速しています。具体的には、今後、高い成長性と収益性が見込まれる「電池」「光学部品」「機能性材料」を重点強化3事業として経営リソースを集中投下し、独自技術による他社差別化と製品の高付加価値化を推進すること、基幹事業である「情報メディア」については、新製品投入や原価低減施策により事業を再構築し、収益性の向上を図ることとしています。

日立マクセルは、注力事業の一つである「電池」事業の主要製品であるリチウムイオン電池に関して、従来からの主力分野である携帯電話向け製品に加え、電動工具や電動二輪車への展開をめざし、従来の角形に加え新規に円筒形やラミネートタイプの製品の開発に取り組むなど、着実に事業を拡大してきています。2009年2月には、民生用途だけでなく、自動車用、産業用への使用にも適合した電池の電極材を供給するための、日立マクセルの技術の粋を集めた高速・高精度塗布システムを導入した新電極工場を建設しました。

日立グループと日立マクセルは、これまでも、「リチウムイオン電池事業」において連携を強化してきました。例えば、従来より、日立および日立マクセルは、民生用途のリチウムイオン電池の開発において、日立の研究所を活用するなどの協業をしてきました。

また、2004年には、日立グループで設立した自動車用リチウムイオン電池の開発・販売会社である日立ビークルエナジー株式会社に、日立マクセルと日立がともに出資し、これまでに日立マクセルが民生用小型リチウムイオン電池の開発・製造で蓄積した技術的経験を活かし、高い信頼性と安全性を備えた自動車用リチウムイオン電池の研究開発に連携して取り組むとともに、設計・開発・製造に関しても協力関係を構築することにより、成果を挙げてきました。

さらに、日立グループは、日立公表の2009年4月17日付「リチウムイオン電池事業の推進について」のとおり、リチウムイオン電池をはじめとする二次電池を用いたシステム事業を中核事業の一つとして推進するため、日立マクセル、新神戸電機株式会社および日立ビークルエナジー株式会社などグループ会社と、全体最適化を指向した事業戦略の下にさらなる連携を図ることとし、これまで累計6億セルを出荷し、リコール(回収・修理)ゼロという優れた実績を持つ民生用リチウムイオン電池、先駆的商品化を進める車載用リチウムイオン電池など、高い品質と実績を有するリチウムイオン電池関連事業の強化を進めていくこととしました。また2009年4月1日付で日立グループのリチウムイオン電池に係る事業を横断的に統括する組織として電池事業統括推進本部を設置しました。その他、日立グループは、次世代電池材料の研究組織である次世代電池研究センターを新設するなどしています。

しかし、リチウムイオン電池を中心とした二次電池に関する事業分野は、使用する製品の市場拡大とその用途拡大によって、高い成長が見込まれる一方、最終製品の価格低下圧力の高い民生用において

は、参入企業の増加とともに競争が激化することが懸念されています。また、自動車分野、産業分野においては、リチウムイオン電池を基盤としたグローバルな環境・省エネに関するトータルシステムの構築が求められており、内燃機関による駆動システムの電動化や、化石燃料に代わる新エネルギーの実用化に際し、リチウムイオン電池をはじめとする二次電池は必要不可欠です。かかる顧客ニーズに機動的に対応できる体制の整備が、リチウムイオン電池事業における日立グループの成長性・収益力の向上のため不可欠な要素となっています。

こうした状況の中、日立と日立マクセルは、2009年3月末頃から両社の企業価値を向上することを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてきました。その結果、日立および日立マクセルは、日立が日立マクセルを完全子会社化し、より安定した資本関係を構築することを通じて、日立マクセルが日立グループとの連携を更に強化し、日立グループおよび日立マクセルを一体として運営することが、日立の社会イノベーション事業およびリチウムイオン電池事業ならびに日立マクセルの「電池」事業およびその他の全ての事業においてシナジーを実現し、日立マクセルの企業価値のみならず日立グループ全体の企業価値を拡大するために非常に有益であるとの結論に至りました。

具体的には、

- ① まず、今後展開が予想される産業分野におけるシステムソリューションの提案に際して強力な構成要素となると期待される、日立マクセルが獲得してきた民生分野でのリチウムイオン電池の製品開発力、量産技術その他のリチウムイオン電池分野における有形・無形の財産と、日立のシステム力および広範な事業基盤とを積極的に結合し、連携を更に一層強固なものにすることで、自動車分野、産業分野、鉄道車両向けなどでのリチウムイオン電池を用いた製品開発力のアップと新たな用途開拓のスピードアップを図り、この分野での競争を優位に進めることができるものと考えています。同時に、モータ、インバータ、パワー半導体とならぶ社会イノベーション事業の重要なキーデバイスであるリチウムイオン電池事業を拡大し、これらと社会・産業システムを一体化したソリューション提案も充実させることで、日立の産業分野におけるシステムソリューションはリチウムイオン電池を展開する他の民生機器メーカーに対しては、大きな差異化技術となると考えられます。
- ② また、研究開発において、今後成長が期待される車載向け、産業・社会インフラ向け市場は、とりわけ日立の研究リソースを製品・サービスへと応用する機会が多く、日立マクセルおよび日立の協業を具体的な業績成果へと結実させ易い分野であるため、両社の一体となった運営に基づくより緊密な技術協力により、大きな相乗効果が発揮されるものと考えられます。
- ③ さらに、成長が期待されるリチウムイオン電池事業においては、競合企業も経営資源を集中投下してくることが想定されますが、日立は、日立と日立マクセルとの資本関係を強化することにより、日立マクセルが、日立の強固な財務基盤を活かしたさらなる信用補完を受け、より大規模な投資に向けて機動的な判断を実施できるようになることにより、激化する競合企業との競争にも十分に対応することができるものと考えられます。
- ④ 加えて、日立マクセルと日立との資本関係を強化することにより、車載用の大型リチウムイオン電池の製造を担う日立ビークルエナジー株式会社等の他のグループ会社と日立マクセルとの間で、製造ラインの共用による投資負担の軽減やコスト競争力の強化など、日立グループ内の経営基盤をこれまで以上に活用したより抜本的な対応が可能となると考えられます。

また、日立が日立マクセルを完全子会社化し、より安定した資本関係を構築することは、「電池」事業以外の日立マクセルの事業においても有益と考えられます。

具体的には、日立マクセルが高いマーケットシェアを誇るコンピュータテープや放送用ビデオテープと、日立の情報通信システムグループが注力しているストレージや放送通信機器について、これまでは機器とメディアを両社が別々で開発していましたが、今後、日立マクセルおよび日立が連携し、お互いの専門性を活かしつつ開発リソースを集中させることで、製品開発力のスピードアップやさらなる顧客獲得が期待できるだけでなく、これまで以上に顧客にとって価値ある最適なソリューションの提供が可能と考えられます。また、日立マクセルが注力している光学部品事業の主力製品であるカメラレンズや光ピックアップレンズについても、日立グループが製品化している指静脈認証システム、防犯監視用カメラシステム、車載用カメラ、BD/DVD/CD 全互換ドライブなどと、開発段階から協力することにより他社との差別化を図ることができ、製品競争力強化が期待できます。さらに、日立マクセルの機能性材料事業における粘着テープや粘着技術は、日立グループが展開する自動車分野、エレクトロニクス分野においてさらなる競争力強化が期待できるほか、血液測定器などの医療機器や DNA 解析用のバイオビーズなどのバイオ材料・部材についても、医療分野での相乗効果が発揮でき、新しい市場の開拓が期待できます。加えて、日立マクセルがこれまでワールドワイドで培ってきた「マクセル」ブランドや販路を活用することにより、日立の民生機器の販売力強化も大いに期待できます。

このように、日立と日立マクセルとの資本関係を強化することにより、日立マクセルが行う「電池」事業を含めた全ての事業において、事業の一体運営により全体最適化が図られ、日立あるいは日立マクセルが単独で実施し得る研究開発、設備投資等の経営資源の投下を上回る大規模かつ効率的な投資が可能となるものと考えられます。

なお、日立は日立マクセルの完全子会社化後も、日立マクセルの自主性・独立性を尊重し、日立マクセルの事業の特性や、運営・体制の優れた点を十分に活かした経営に留意の上、日立マクセルの事業の強化を図っていきます。日立は、日立マクセルの完全子会社化後、日立マクセルが日立グループとの連携強化および経営資源の有効活用を通じて研究開発力や生産性の強化などを実現することで、日立マクセルの重点領域における事業の成長の安定化を図っていきます。

日立は、このように、日立マクセルと日立グループとの連携強化により日立マクセルの事業基盤および経営基盤を強化することが、日立マクセル、ひいては日立グループ全体の企業価値向上につながるものと考えています。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

日立は、本公開買付けの公正性を担保するために、主として以下のような事項を考慮しました。

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

日立は、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下、本買付価格)の公正性を担保するため、

本買付価格を決定するにあたり、日立および日立マクセルから独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社(以下、野村證券)に日立マクセルの株式価値の算定を依頼しました。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下、DCF 法)の各手法を用いて日立マクセルの株式価値の算定を行い、日立は野村證券から本日、日立マクセルの株式価値の算定結果に関する株式価値算定書(以下、日立算定書)を取得しました(なお、日立は、本買付価格の公正性に関する評価(フェアネスオピニオン)を取得しておりません。)

上記各手法において算定された日立マクセルの普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	920 円から 1,214 円
類似会社比較法	1,280 円から 1,463 円
DCF 法	1,498 円から 1,923 円

まず市場株価平均法では、2009 年 7 月 24 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における日立マクセルの普通株式の基準日終値、直近 1 週間平均、直近 1 ヶ月平均、直近 3 ヶ月平均、および直近 6 ヶ月平均を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を 920 円から 1,214 円までと分析しています。

次に類似会社比較法では、日立マクセルと比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、日立マクセルの株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を 1,280 円から 1,463 円までと分析しています。

最後に DCF 法では、日立マクセルの事業計画、日立マクセルへのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した 2010 年 3 月期以降の日立マクセルの将来の収益予想に基づき、日立マクセルが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 1,498 円から 1,923 円までと分析しています。

日立は、野村證券から取得した日立算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、日立マクセルの取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、日立マクセルの普通株式の市場株価の動向、および本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、日立マクセルとの協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に本日の執行役社長の決定によって、本買付価格を 1 株当たり金 1,740 円と決定しました。なお、本買付価格である 1 株当たり金 1,740 円は、2009 年 7 月 24 日(注)の東京証券取引所市場第一部における日立マクセルの普通株式の普通取引終値の 1,214 円に対して、43.3%(小数点以下第二位四捨五入)、過去 1 ヶ月間(2009 年 6 月 25 日から 2009 年 7 月 24 日まで)の普通取引終値の単純平均値 1,171 円(小数点以下四捨五入)に対して 48.6%(小数点以下第二位四捨五入)、過去 3 ヶ月間(2009 年 4 月 27 日から 2009 年 7 月 24 日まで)の普通取引終値の単純平均値 1,104 円(小数点以下四捨五入)に対して 57.6%

(小数点以下第二位四捨五入)、過去 6 ヶ月間(2009 年 1 月 26 日から 2009 年 7 月 24 日まで)の普通取引終値の単純平均値 920 円(小数点以下四捨五入)に対して 89.1%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

(注) 上記執行役社長の決定の日の前日である 2009 年 7 月 27 日に日立グループの事業再編に関する報道があり、同日の日立マクセル株価が上昇したことを踏まえ、同日の前営業日である 2009 年 7 月 24 日を基準としてプレミアムを計算しております。過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間および過去 6 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値に対するプレミアムの計算についても同様です。

他方、日立マクセルによれば、日立マクセルは、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、日立および日立マクセルから独立した財務アドバイザーである日興シティグループ証券株式会社(以下、日興シティグループ証券)を第三者算定機関に選定し、本買付価格の妥当性を検討するための参考とするために、日立マクセルの株式価値の算定を依頼し、日興シティグループ証券より、日立マクセルの株式価値に関する株式価値算定書(以下、日立マクセル算定書)を 2009 年 7 月 21 日に取得したとのことです(なお、日立マクセルは、本買付価格の公正性に関する評価(フェアネスオピニオン)を取得していないとのことです)。

日立マクセルによれば、日立マクセル算定書では、日立マクセルが提供した財務情報および財務予測等に基づき、一定の前提および条件の下で、日立マクセルの株式価値につき分析されているとのことであり、同社は、市場株価法、類似公開企業乗数比較法、類似公開買付事例におけるプレミアム分析法および DCF 法の各手法を用いて日立マクセルの株式価値算定を行ったとのことです。

日立マクセルによれば、日立マクセル算定書における各手法における日立マクセルの株式価値の算定結果は以下のとおりであるとのことです。

すなわち、市場株価法では、2009 年 7 月 17 日を基準日として、日立マクセルの東京証券取引所市場第一部株価終値の 1 ヶ月平均、3 ヶ月平均および 6 ヶ月平均を基に、1 株当たりの株式価値の範囲を 909 円から 1,150 円までと算定しているとのことです。類似公開企業乗数比較法では、日立マクセルと類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、日立マクセルの株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲を 1,066 円から 1,782 円までと算定しているとのことです。次に類似公開買付事例におけるプレミアム分析法では、2007 年 9 月以降に公表された公開買付事例のうち、親会社による上場子会社株式に対する公開買付事例を抽出し、公開買付前一定期間の株価終値の平均値に対するプレミアムの状況进行分析した結果、1 ヶ月平均、3 ヶ月平均および 6 ヶ月平均に対するプレミアムは、それぞれ約 53%、約 42%および約 32%となり、かかるプレミアムを日立マクセルの該当期間の株価終値の平均値に適用し、1 株当たりの株式価値の範囲を 1,151 円から 1,820 円までと算定しているとのことです。最後に、DCF 法では、日立マクセルの将来の収益予測や事業投資計画等を前提とし、日立マクセルが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割引いて株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲を 1,544 円から 1,788 円までと算定しているとのことです。

また、日立マクセルによれば、日立マクセルは、2009 年 7 月 22 日開催の取締役会において、日興シティグループ証券より、日立マクセル算定書の説明を受けているとのことです。

日立マクセルによれば、日立マクセル取締役会は、財務アドバイザーである日興シティグループ証券および法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所からの助言を踏まえて、日立マクセル算定書の内容、本公開買付けの諸条件、日立の有する経営資源の活用の可能性および日立マクセルが日立の完全子会社となることにより日立マクセルに生じうる業務面および財務面のシナジー効果等を考慮しつつ、日立マクセル取締役会が設置した特別委員会の答申内容を尊重して慎重に検討した結果、本公開買付けを通じて日立の完全子会社となることが日立マクセルの企業価値向上および株主共同の利益の観点から有益であり、本買付価格その他の条件は妥当で、少数株主の利益保護に十分留意されており、日立マクセルの株主の皆様に対して適切な価格により合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、以上の理由により、日立マクセル取締役会は、本日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、日立マクセルの株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨を決議したとのことです。

② 日立マクセルにおける独立した第三者委員会の設置

加えて、日立マクセルによれば、日立マクセル取締役会は、2009年6月26日、本公開買付けの公正さを確保し、取引の透明性および客観性を高めるために、特別委員会を設置し、本公開買付けに対して表明すべき意見の内容の検討にあたって、特別委員会に対し諮問することを決議したとのことです。そして日立マクセルによれば、日立マクセルはその特別委員会の委員として、日立および日立マクセルからの独立性を有する、川又良也氏（弁護士、京都大学名誉教授）、山本裕二氏（公認会計士、株式会社ヒューロン コンサルティング グループ代表取締役社長）、2009年6月まで日立マクセルの社外取締役に就任していた三吉暹氏および吉川照彦氏、ならびに日立マクセル社外取締役である堀内哲夫氏の合計5名を選定しているとのことです。

日立マクセルによれば、特別委員会は、2009年7月1日より、日立マクセルの少数株主の利益保護に十分留意しつつ、日立マクセルの企業価値向上および株主共同の利益に資するか否かの観点、ならびに従業員を含む全てのステークホルダーの利益に資するか否かの観点から、日立マクセル取締役会が本公開買付けに対して表明すべき意見の内容について検討を行ったとのことであり、また、特別委員会は、かかる検討にあたり、日立マクセルの財務アドバイザーである日興シティグループ証券が日立マクセルに対して提出した日立マクセル算定書を参考にするとともに、日興シティグループ証券から日立マクセルの株式価値評価に関する説明を受けているとのことです。日立マクセルによれば、特別委員会は、かかる経緯の下、日立マクセル取締役会からの諮問事項につき慎重に検討した結果、2009年7月22日に、日立マクセル取締役会に対して、本公開買付けが、日立マクセルの企業価値向上および株主共同の利益に資すると判断することは合理的であり、また本買付価格は、日立マクセルの少数株主の利益に一定の配慮がなされており、妥当な価格の範囲内に収まっていると判断することが合理的であるとの答申を全会一致で行ったとのことです。

③ 独立した法律事務所からの助言

さらに、日立マクセルによれば、日立マクセル取締役会は、日立および日立マクセルから独立した法務アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を選定しており、本公開買付けの諸手続きを

含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けているとのことです。

④ 取締役会に出席した取締役全員の承認

日立マクセルによれば、日立マクセルは、本日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、日立マクセルの株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行っており、かかる取締役会においては、中村道治氏および内ヶ崎功氏を除く取締役全員が出席し、出席取締役の全員一致で当該決議を行ったとのことです。なお、日立マクセルによれば、日立マクセル取締役のうち、日立の取締役を兼務している中村道治氏および日立の子会社の取締役を兼務している内ヶ崎功氏については、利益相反防止の観点から、日立マクセル取締役会の本公開買付けに関する審議および決議には参加しておらず、また、日立マクセルの立場において日立との協議・交渉に参加していないとのことです。

⑤ 買付け等の期間を比較的長期間に設定

日立は、本公開買付けにおける買付け等の期間を比較的長期間である 33 営業日に設定することにより、日立マクセルの株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、本買付価格の公正性を担保しています。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

日立は、上記(1)「本公開買付けの概要」に記載のとおり、日立マクセルを日立の完全子会社とする方針であり、本公開買付けおよびその後の一連の手続により、遅くとも 2010 年 4 月頃までを目処に、日立マクセルを完全子会社とする予定です。

本公開買付けにより、日立が日立マクセルの発行済株式の全て(日立マクセルが保有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、日立は、本公開買付け後に、日立マクセルとの間で、日立を完全親会社、日立マクセルを完全子会社とする株式交換(以下、本株式交換)を行うことにより、日立が日立マクセルの発行済株式の全て(日立が保有する日立マクセル株式を除きます。)を取得することを企図しています。本株式交換においては、日立を除く日立マクセルの株主の皆様が所有する日立マクセル株式の対価として日立の株式を交付することを予定しており、本公開買付けに応募されなかった日立マクセル株式を含む日立マクセルの全株式(日立が保有している日立マクセル株式を除きます。)は全て日立の株式と交換され、日立の株式 1 株以上を割り当てられた日立マクセルの株主の皆様は、日立の株主となります。なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 3 項本文に定める簡易株式交換により、日立における株主総会の承認を受けずに実施される予定です。また、本株式交換は、会社法第 784 条第 1 項に定める略式株式交換により、日立マクセルにおける株主総会の承認を受けずに実施される可能性があります。

本株式交換における株式交換比率は、日立と日立マクセルそれぞれの株主の皆様の利益に十分配慮して、最終的には本公開買付け終了後に日立と日立マクセルが協議の上で決定しますが、本株式交換により日立マクセルの株主の皆様が受け取る対価(日立の株式。但し、日立の 1 株未満の端数を割り当てられた場合は、当該端数売却代金の分配となります。以下同じです。)を決定するに際しての日立マクセル株式の評価は、本公開買付けの日立マクセルの普通株式の買付価格と同一の

価格を基準にする予定です。

本株式交換に際しては、完全子会社となる日立マクセルの株主の皆様は、会社法その他関連法令の手續に従い、日立マクセルに対して株式買取請求を行うことができます。この場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

ただし、本公開買付けの決済後一定の基準日時点の日立マクセルにおける米国人株主の保有割合(米国 1933 年証券法(Securities Act of 1933)に従い算定されます。)が 10%を超え、本株式交換の実施により日立に米国 1933 年証券法(Securities Act of 1933)に基づく登録届出書提出義務が発生する場合には、日立は、以下の方法により、日立マクセルを完全子会社とすることを企図しています。

具体的には、本公開買付けが成立した後、日立は、①日立マクセルを会社法の規定する種類株式発行会社に変更することを内容とする定款一部変更を行うこと、②日立マクセルの発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。)を付すことを内容とする定款一部変更を行うこと、および③当該全部取得条項が付された日立マクセル株式の全部(日立マクセルの保有する自己株式を除きます。)の取得と引換えに別個の種類の日立マクセル株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む日立マクセルの臨時株主総会(以下、本臨時株主総会)を開催することを日立マクセルに要請する予定です。

また、本臨時株主総会において上記①のご承認をいただきますと、日立マクセルは会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる日立マクセルの普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会(以下、本種類株主総会)の決議が必要となります。そのため、日立は、日立マクセルに対し、上記②の定款一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会を開催することも要請する予定です。なお、日立は、本臨時株主総会および本種類株主総会において、上記各議案に賛成する予定です。

上記各手續が実行された場合には、日立マクセルの発行する全ての株式は全部取得条項付の株式とされた上で、全て(日立マクセルが保有する自己株式を除きます。)日立マクセルに取得されることとなり、日立マクセルの株主の皆様には当該取得の対価として日立マクセルの別個の種類株式が交付されることとなりますが、日立マクセルの株主の皆様のうち、交付されるべき当該別個の種類の日立マクセル株式の数に 1 株に満たない端数がある株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合は当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該別個の種類の日立マクセル株式を売却すること(日立マクセルがその全部または一部を買い取ることを含みます。)によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の日立マクセル株式の売却価格(およびその結果株主の皆様へ交付されることになる金銭の額)については、本買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された日立マクセルの株式の取得の対価として交付する日立マクセル株式の種類および数は、本日現在未定ですが、日立は、日立マクセルに対し、日立が日立マクセルの発行済株式の全て(日立マクセルが保有する自己株式を除きます。)を保有することとなるよう、日立以外の本公開買付けに応募されなかった日立マクセルの株主の皆様に対して交付

しなければならない日立マクセル株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(イ)上記②の日立マクセルの発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すことを内容とする定款一部変更を行うに際しては、会社法第 116 条および第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ロ)上記③の全部取得条項が付された株式の全部の取得が株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、これらの(イ)または(ロ)の方法による 1 株当たりの買取価格および取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

日立は、上記各手続に関して、本公開買付け後の日立の日立マクセル株式の保有状況、日立以外の日立マクセルの株主の皆様の日立マクセル株式の保有状況、または関連法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法の実施を日立マクセルに要請し、また当該実施の要請に時間を要する可能性があります。ただし、その場合でも、日立は、日立以外の日立マクセルの株主の皆様に対して最終的に金銭を交付する方法により、日立マクセルを完全子会社とすることを予定しています。この場合に当該日立マクセルの株主の皆様には交付される金銭の額についても、本買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会および本種類株主総会における日立マクセルの株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。

(5) 上場廃止となる見込みおよびその事由

日立マクセルの普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部および大阪証券取引所市場第一部に上場されていますが、日立は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、日立マクセルの株式は東京証券取引所および大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、その後上記(4)「本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買取に関する事項)」に記載の各手続を実行することにより、日立は日立マクセルを完全子会社とすることを企図していますので、その場合、日立マクセルの株式は東京証券取引所および大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、日立マクセルの普通株式を東京証券取引所および大阪証券取引所において取引することができなくなります。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項 該当事項はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

商 号	日立マクセル株式会社	
事 業 内 容	情報メディア、電池、材料・デバイスおよび電気機械器具の製造・販売事業	
設 立 年 月 日	1960 年 9 月 3 日	
本 店 所 在 地	大阪府茨木市丑寅一丁目 1 番 88 号	
代 表 者 の 役 職・氏 名	執行役社長 角田義人	
資 本 金	12,203 百万円(2009 年 3 月 31 日現在)	
大 株 主 お よ び 持 株 比 率	株式会社日立製作所 51.37%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 8.46%	
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 4.70%	
	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505019 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室) 1.41%	
	シービーエヌワイ ディエフエイ インターナショナル キャップ バリュウ ポートフォリオ 1.01% (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	
	タム ツー 0.96% (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	
	野村信託銀行株式会社 0.80%	
	資産管理サービス信託銀行株式会社 0.76%	
	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室) 0.62%	
	アールビーシー デクシア インベスター サービス バンク アカウント ルクセンブルグ ノン レジデント ドメスティック レート 0.61% (常任代理人 スタンダード チャータード銀行)	
	(2009年3月31日現在)	
買付者と対象者の関係等	資本関係	日立は、2009 年 3 月 31 日現在、間接保有分 0.30%を含め、日立マクセルの発行済株式総数の 51.67%に相当する 51,426,930 株を保有しています。
	人的関係	日立は、日立マクセルに対して、取締役 1 名を派遣しています。
	取引関係	日立は、日立マクセルとの間で、グループプーリング制度による資金取引等を行っています。
	関連当事者への該当状況	日立マクセルは、日立の連結子会社であり、関連当事者に該当します。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2009 年 8 月 20 日(木曜日)から 2009 年 10 月 8 日(木曜日)まで(33 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,740 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

日立は、本買付価格を決定するに際して参考にするため、日立および日立マクセルとは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、日立マクセルの株式価値の算定を依頼しました。野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法および DCF 法の各手法を用いて日立マクセルの株式価値の算定を行い、日立は野村證券から本日、日立算定書を取得しました(なお、日立は、本買付価格の公正性に関する評価(フェアネスオピニオン)を取得しておりません。)。上記各手法において算定された日立マクセルの普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	920 円から 1,214 円
類似会社比較法	1,280 円から 1,463 円
DCF 法	1,498 円から 1,923 円

まず市場株価平均法では、2009 年 7 月 24 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における日立マクセルの普通株式の基準日終値、直近 1 週間平均、直近 1 ヶ月平均、直近 3 ヶ月平均および直近 6 ヶ月平均を基に、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 920 円から 1,214 円までと分析しています。

次に類似会社比較法では、日立マクセルと比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、日立マクセルの株式価値を評価し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 1,280 円から 1,463 円までと分析しています。

最後に DCF 法では、日立マクセルの事業計画、日立マクセルへのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した 2010 年 3 月期以降の日立マクセルの将来の収益予想に基づき、日立マクセルが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 1,498 円から 1,923 円までと分析しています。

日立は、野村證券から取得した日立算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、日立マクセルの取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、日立マクセルの普通株式の市場株価の動向、および本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、日立マクセルとの協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に本日の執行役社長の決定によって、本買付価格を 1 株当たり金 1,740 円と決定しました。なお、本買付価格である 1 株当たり金 1,740 円は、2009 年 7 月 24 日(注)の東京証券取引所市場第一部における日立マクセルの普通株式の普通取引終値の 1,214 円に対して、43.3%(小数点以下第二位四捨五入)、過去 1 ヶ月間(2009 年 6 月 25 日から 2009 年 7 月 24 日まで)の普通取引終値の単純平均値 1,171 円(小数点以下四捨五入)に対して

48.6%(小数点以下第二位四捨五入)、過去3ヶ月間(2009年4月27日から2009年7月24日まで)の普通取引終値の単純平均値1,104円(小数点以下四捨五入)に対して57.6%(小数点以下第二位四捨五入)、過去6ヶ月間(2009年1月26日から2009年7月24日まで)の普通取引終値の単純平均値920円(小数点以下四捨五入)に対して89.1%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

(注)上記執行役社長の決定の日の前日である2009年7月27日に日立グループの事業再編に関する報道があり、同日の日立マクセルの株価が上昇したことを踏まえ、同日の前営業日である2009年7月24日を基準としてプレミアムを計算しております。過去1ヶ月間、過去3ヶ月間および過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値に対するプレミアムの計算についても同様です。

② 算定の経緯

(買付価格の決定に至る経緯)

日立マクセルは、日立の連結子会社であり、日立グループと日立マクセルは、これまでも、「リチウムイオン電池事業」において連携を強化してきました。しかし、リチウムイオン電池を中心とした二次電池に関する事業分野は、使用する製品の市場拡大とその用途拡大によって、高い成長が見込まれる一方、最終製品の価格低下圧力の高い民生用においては、参入企業の増加とともに競争が激化することが懸念されています。また、自動車分野、産業分野においては、リチウムイオン電池を基盤としたグローバルな環境・省エネに関するトータルシステムの構築が求められており、内燃機関による駆動システムの電動化や、化石燃料に代わる新エネルギーの実用化に際し、リチウムイオン電池をはじめとする二次電池は必要不可欠です。かかる顧客ニーズに機動的に対応できる体制の整備が、リチウムイオン電池事業における日立グループの成長性・収益力の向上のため不可欠な要素となっています。

こうした状況の中、日立と日立マクセルは、2009年3月末頃から両社の企業価値を向上することを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてきました。その結果、日立および日立マクセルは、日立が日立マクセルを完全子会社化し、より安定した資本関係を構築することを通じて、日立マクセルが日立グループとの連携を更に強化し、日立グループおよび日立マクセルを一体として運営することが、日立の社会イノベーション事業およびリチウムイオン電池事業ならびに日立マクセルの「電池」事業およびその他の全ての事業においてシナジーを実現し、日立マクセルの企業価値のみならず日立グループ全体の企業価値を拡大するために非常に有益であるとの結論に至ったことから、日立は、本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により本買付価格について決定しました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

日立は本買付価格を決定するにあたり、2009年5月頃に日立および日立マクセルとは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、日立マクセルの株式価値の算定を依頼し、野村證券より日立算定書を本日、取得しています(なお、日立は、本買付価格の公正性に関する評価(フェアネスオピニオン)を取得していません。)

(ii) 当該意見の概要

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法および DCF 法の各手法を用いて日立マクセルの株式価値算定を行っており、各手法において算定された日立マクセルの普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	920 円から 1,214 円
類似会社比較法	1,280 円から 1,463 円
DCF 法	1,498 円から 1,923 円

(iii) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

日立は、野村證券から取得した日立算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、日立マクセルの取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、日立マクセルの普通株式の市場株価の動向、および本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、日立マクセルとの協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に本日の執行役社長の決定によって、本買付価格を 1 株当たり金 1,740 円と決定しました。

(買付け等の価格の公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

日立は、本公開買付けの公正性を担保するために、主として以下のような事項を考慮しました。

(i) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

日立は、本買付価格の公正性を担保するため、本買付価格を決定するにあたり、日立および日立マクセルから独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に日立マクセルの株式価値の算定を依頼しました。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法、DCF 法の各手法を用いて日立マクセルの株式価値の算定を行い、日立は野村證券から本日、日立算定書を取得しました(なお、日立は、本買付価格の公正性に関する評価(フェアネスオピニオン)を取得しておりません。)

日立は、野村證券から取得した日立算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、日立マクセルの取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、日立マクセルの普通株式の市場株価の動向、および本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、日立マクセルとの協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に本日の執行役社長の決定によって、本買付価格を 1 株当たり金 1,740 円と決定しました。

他方、日立マクセルによれば、日立マクセルは、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、日立および日立マクセルから独立した財務アドバイザーである日興シティグループ証券を第三者算定機関に選定し、本買付価格の妥当性を検討するための参考とするために、日立マクセルの株式

価値の算定を依頼し、日興シティグループ証券より、日立マクセル算定書を 2009 年 7 月 21 日に取得したとのことです(なお、日立マクセルは、本買付価格の公正性に関する評価(フェアネスオピニオン)を取得していないとのことです。)

日立マクセルによれば、日立マクセル算定書では、日立マクセルが提供した財務情報および財務予測等に基づき、一定の前提および条件の下で、日立マクセルの株式価値につき分析されているとのことであり、同社は、市場株価法、類似公開企業乗数比較法、類似公開買付事例におけるプレミアム分析法および DCF 法の各手法を用いて日立マクセルの株式価値算定を行ったとのことです。

日立マクセルによれば、日立マクセル算定書における各手法における日立マクセルの株式価値の算定結果は以下のとおりであるとのことです。

すなわち、市場株価法では、2009 年 7 月 17 日を基準日として、日立マクセルの東京証券取引所市場第一部株価終値の 1 ヶ月平均、3 ヶ月平均および 6 ヶ月平均を基に、1 株当たりの株式価値の範囲を 909 円から 1,150 円までと算定しているとのことです。類似公開企業乗数比較法では、日立マクセルと類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、日立マクセルの株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲を 1,066 円から 1,782 円までと算定しているとのことです。次に類似公開買付事例におけるプレミアム分析法では、2007 年 9 月以降に公表された公開買付事例のうち、親会社による上場子会社株式に対する公開買付事例を抽出し、公開買付前一定期間の株価終値の平均値に対するプレミアムの状況を分析した結果、1 ヶ月平均、3 ヶ月平均および 6 ヶ月平均に対するプレミアムは、それぞれ約 53%、約 42%および約 32%となり、かかるプレミアムを日立マクセルの該当期間の株価終値の平均値に適用し、1 株当たりの株式価値の範囲を 1,151 円から 1,820 円までと算定しているとのことです。最後に、DCF 法では、日立マクセルの将来の収益予測や事業投資計画等を前提とし、日立マクセルが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割引いて株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲を 1,544 円から 1,788 円までと算定しているとのことです。

また、日立マクセルによれば、日立マクセルは、2009 年 7 月 22 日開催の取締役会において、日興シティグループ証券より、日立マクセル算定書の説明を受けているとのことです。

日立マクセルによれば、日立マクセル取締役会は、財務アドバイザーである日興シティグループ証券および法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所からの助言を踏まえて、日立マクセル算定書の内容、本公開買付けの諸条件、日立の有する経営資源の活用の可能性および日立マクセルが日立の完全子会社となることにより日立マクセルに生じうる業務面および財務面のシナジー効果等を考慮しつつ、日立マクセル取締役会が設置した特別委員会の答申内容を尊重して慎重に検討した結果、本公開買付けを通じて日立の完全子会社となることが日立マクセルの企業価値向上および株主共同の利益の観点から有益であり、本買付価格その他の条件は妥当で、少数株主の利益保護に十分留意されており、日立マクセルの株主の皆様に対して適切な価格により合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、以上の理由により、日立マクセル取締役会は、本日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、日立マクセルの株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨を決議したとのことです。

(ii) 日立マクセルにおける独立した第三者委員会の設置

加えて、日立マクセルによれば、日立マクセル取締役会は、2009年6月26日、本公開買付けの公正さを確保し、取引の透明性および客観性を高めるために、特別委員会を設置し、本公開買付けに対して表明すべき意見の内容の検討にあたって、特別委員会に対し諮問することを決議したとのことです。そして日立マクセルによれば、日立マクセルはその特別委員会の委員として、日立および日立マクセルからの独立性を有する、川又良也氏(弁護士、京都大学名誉教授)、山本裕二氏(公認会計士、株式会社ヒューロン コンサルティング グループ代表取締役社長)、2009年6月まで日立マクセルの社外取締役に就任していた三吉暹氏および吉川照彦氏、ならびに日立マクセル社外取締役である堀内哲夫氏の合計5名を選定しているとのことです。

日立マクセルによれば、特別委員会は、2009年7月1日より、日立マクセルの少数株主の利益保護に十分留意しつつ、日立マクセルの企業価値向上および株主共同の利益に資するか否かの観点、ならびに従業員を含む全てのステークホルダーの利益に資するか否かの観点から、日立マクセル取締役会が本公開買付けに対して表明すべき意見の内容について検討を行ったとのことであり、また、特別委員会は、かかる検討にあたり、日立マクセルの財務アドバイザーである日興シティグループ証券が日立マクセルに対して提出した日立マクセル算定書を参考にするとともに、日興シティグループ証券から日立マクセルの株式価値評価に関する説明を受けているとのことです。日立マクセルによれば、特別委員会は、かかる経緯の下、日立マクセル取締役会からの諮問事項につき慎重に検討した結果、2009年7月22日に、日立マクセル取締役会に対して、本公開買付けが、日立マクセルの企業価値向上および株主共同の利益に資すると判断することは合理的であり、また本買付価格は、日立マクセルの少数株主の利益に一定の配慮がなされており、妥当な価格の範囲内に収まっていると判断することが合理的であるとの答申を全会一致で行ったとのことです。

(iii) 独立した法律事務所からの助言

さらに、日立マクセルによれば、日立マクセル取締役会は、日立および日立マクセルから独立した法務アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を選定しており、本公開買付けの諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けているとのことです。

(iv) 取締役会に出席した取締役全員の承認

日立マクセルによれば、日立マクセルは、本日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、日立マクセルの株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行っており、かかる取締役会においては、中村道治氏および内ヶ崎功氏を除く取締役全員が出席し、出席取締役の全会一致で当該決議を行ったとのことです。なお、日立マクセルによれば、日立マクセル取締役のうち、日立の取締役を兼務している中村道治氏および日立の子会社の取締役を兼務している内ヶ崎功氏については、利益相反防止の観点から、日立マクセル取締役会の本公開買付けに関する審議および決議には参加しておらず、また、日立マクセルの立場において日立との協議・交渉に参加していないとのことです。

(v) 買付け等の期間を比較的長期間に設定

日立は、本公開買付けにおける買付け等の期間を比較的長期間である 33 営業日に設定することにより、日立マクセルの株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、本買付価格の公正性を担保しています。

③ 算定機関との関係

野村證券は、日立の関連当事者には該当しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
44,929,356株	一株	一株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限および下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、日立マクセルは法令の手續に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、日立マクセルが保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 上記「買付予定数」欄には、本公開買付けにより日立が取得する日立マクセルの株券等の最大数を記載しています。当該最大数は、日立マクセルが2009年6月26日に提出した第63期有価証券報告書に記載された2009年3月31日現在の日立マクセルの発行済株式総数(99,532,133株)から、本日現在において日立が保有する日立マクセル株式の数(51,132,131株)および同有価証券報告書に記載された2009年3月31日現在において日立マクセルが保有する自己株式の数(3,470,646株)の合計数を控除した日立マクセル株式の数(44,929,356株)になります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	511,321 個	(買付け等前における株券等所有割合 53.25%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	449,293 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	960,161 個	

(注1) 「買付け等前における株券等所有割合」の計算においては、「対象者の総株主の議決権の数」を分母にしています。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、本日現在日立が把握している分の各特別関係者(ただし、特別関係者のうち金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下、法)第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下、府令)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しています。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(44,929,356株)に係る議決権の数を記載しています。

(注4) 本公開買付けにおいては、各特別関係者の所有株券等(ただし、特別関係者である日立マクセルが保有する自己株式を除きます。)もその対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。

(注5) 「対象者の総株主の議決権の数」は、日立マクセルが2009年6月26日に提出した第63期有価証券報告書に記載された2009年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、日立マクセルの発行している全ての株式(ただし、日立マクセルが保有する自己株式を除きます。)を本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同有価証券報告書に記載された2009年3月31日現在の日立マクセルの発行済株式総数(99,532,133株)から、同有価証券報告書に記載された2009年3月31日現在において日立マクセルが保有する自己株式の数(3,470,646株)を控除した日立マクセル株式の数(96,061,487株)に係る議決権の数(960,614個)を分母として計算しています。

(注6) 「買付け等前における株券等所有割合」および「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金

金 78,177 百万円

(注)買付代金には、買付予定数(44,929,356 株)に 1 株当たりの買付価格(金 1,740 円)を乗じた金額を記載しています。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称および本店の所在地

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番1号

ジョインベスト証券株式会社(復代理人) 東京都港区港南二丁目 15 番1号

② 決済の開始日

2009 年 10 月 16 日(金曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付代理人を通じて応募された方には、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。))の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。復代理人であるジョインベスト証券株式会社を通じて応募された方には、同社のホームページ(<https://www.joinvest.jp/>)に記載される方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件および方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容および撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。)

(9) その他買付け等の条件および方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無および内容

買付予定数の上限および下限を設定しておりません。したがって、日立は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容および撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含み、以下、令)第 14 条第 1 項第 1 号イないしリおよびフないしソ、第 2 号、第 3 号イないしチ、第 4 号、第 5 号ならびに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことが

あります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容および引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に日立マクセルが令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。公開買付代理人を通じて株券等の応募をされた応募株主等が契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに応募の受付を行った公開買付代理人の本店または全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下、解除書面)を交付または送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。復代理人であるジョインベスト証券株式会社を通じて株券等の応募をされた応募株主等が契約の解除をする場合は、同社のホームページ(<https://www.joinvest.jp/>)に記載される方法によって公開買付期間末日の 15 時 30 分までに解除手続を行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(その他の野村證券株式会社全国各支店)

ジョインベスト証券株式会社(復代理人) 東京都港区港南二丁目15番1号

なお、日立は、応募株主等による契約の解除があつた場合においても、損害賠償または違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も日立の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項および訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 および府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

2009 年 8 月 20 日(木曜日)

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために下記の復代理人を選任しています。

ジョインベスト証券株式会社(復代理人) 東京都港区港南二丁目 15 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等および今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」を参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けが日立グループの業績に与える影響については、確定次第速やかに報告します。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者またはその役員との間の合意の有無および内容

日立マクセルによれば、日立マクセルは、本日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、日立マクセルの株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行っており、かかる取締役会においては、中村道治氏および内ヶ崎功氏を除く取締役全員が出席し、出席取締役の全員一致で当該決議を行ったとのことです。

なお、「公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程」および「利益相反を回避する措置の具体的内容」については、「1.買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程および本公開買付け後の経営方針」および「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

- ① 日立マクセルは、本日、東京証券取引所および大阪証券取引所において第64期第1四半期の決算短信を公表しています。当該公表に基づく、日立マクセルの連結損益状況等の概要は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は、日立マクセルが公表した内容を一部抜粋したものであり、日立はその正確性および真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際かかる検証を行っておりません。

(i) 損益の状況

会 計 期 間	第64期第1四半期連結累計期間 (自2009年4月1日 至2009年6月30日)
売 上 高	34,116百万円
売 上 原 価	26,644百万円
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費	8,274百万円
営 業 外 収 益	454百万円
営 業 外 費 用	290百万円
四 半 期 純 利 益	△878百万円

(注) 売上高には、消費税等は含まれていません。

(ii) 1株当たりの状況

会 計 期 間	第64期第1四半期連結累計期間 (自2009年4月1日 至2009年6月30日)
1株当たり四半期純利益	△9.14円
1株当たり配当額	－円
1株当たり純資産額	1,701.63円

- ② 日立マクセルは、本日、東京証券取引所および大阪証券取引所において、「期末配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しています。当該公表の概要は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は、日立マクセルが公表した内容を一部抜粋したものであり、日立はその正確性および真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際かかる検証を行っておりません。

(i) 修正の理由

日立マクセルによれば、本日発表の日立による日立マクセル株式の公開買付け等により、期末配当予想に変更が生じる可能性が考えられるため、未定としたとのことです。

(ii)修正の内容

	1 株 当 た り の 配 当 金 (円)		
基 準 日	第 2 四 半 期 末	期 末	年 間
前 回 予 想 (平 成 2 1 年 4 月 2 7 日 発 表)	10 円	10 円	20 円
今 回 修 正 予 想	10 円	(未定)	(未定)
当 期 実 績	—	—	—
前 期 実 績 (平 成 2 1 年 3 月 期)	10 円	10 円	20 円

以上

■お問い合わせ先

コールセンター

TEL 0120-770-241 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～18:00(平日のみ)

(開設期間:2009 年 7 月 28 日～10 月 16 日)

■報道機関・IR 関係お問い合わせ先

株式会社日立製作所 コーポレート・コミュニケーション本部 広報部

〒100-8280 東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 6 号

TEL 03-5208-9324、9325 (報道関係)

TEL 03-5208-9323 (IR 関係)

＜将来の見通しに関するリスク情報＞

本資料における日立の今後の計画、見通し、戦略等の将来予想に関する記述は、日立が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等の結果は見通しと大きく異なることがあります。その要因のうち、主なものは以下の通りです。

- ・ 主要市場(特に日本、アジア、米国およびヨーロッパ)における経済状況および需要の急激な変動
- ・ 製品需給の変動(特に情報通信システム部門、電子デバイス部門およびデジタルメディア・民生機器部門)
- ・ 価格競争の激化(特に情報通信システム部門、電子デバイス部門およびデジタルメディア・民生機器部門)
- ・ 新技術を用いた製品の開発、タイムリーな市場投入、低コスト生産を実現する日立および子会社の能力
- ・ 急速な技術革新(特に情報通信システム部門、電子デバイス部門およびデジタルメディア・民生機器部門)
- ・ 為替相場変動(特に円／ドル、円／ユーロ相場)
- ・ 原材料価格の急激な変動
- ・ 製品需給、為替相場および原材料価格変動に対応する当社および子会社の能力
- ・ 主要市場(特に日本、アジア、米国およびヨーロッパ)における社会状況および貿易規制等各種規制
- ・ 自社特許の保護および他社特許の利用の確保(特に情報通信システム部門、電子デバイス部門およびデジタルメディア・民生機器部門)
- ・ 日立、子会社または持分法適用会社に対する訴訟その他の法的手続
- ・ 製品やサービスに関する欠陥・瑕疵等
- ・ 事業構造改善施策の実施
- ・ 製品開発等における他社との提携関係
- ・ 資金調達環境
- ・ 日本の株式相場変動

＜その他の注意事項＞

- ・ 本ニュースリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項および同施行令第30条の規定により、内部者取引(いわゆるインサイダー取引)規制に関する第一次情報受領者として、本ニュースリリースの発表から12時間を経過するまでは、日立マクセルの株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分ご注意ください。万が一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、日立は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 本ニュースリリースは、本公開買付けを一般に公表するための発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本ニュースリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、またはその一部を構成するものではなく、本ニュースリリース(もしくはその一部)またはその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。
- ・ 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続および情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続および基準は、米国における手続および情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第13条(e)項または第14条(d)項および同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続および基準に沿ったものではありません。本ニュースリリースに含まれる全ての財務情報が米国の会社の財務情報と同等のものとは限りません。また、日立が米国外で設立された会社であり、その役員の大部分が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利および請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社またはその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社およびその子会社・関連会社をして米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。
- ・ 本ニュースリリースの発表、発行または配布は、国または地域によって法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国または地域においては、仮に本ニュースリリースが受領されても、本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込みまたは売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。